

危険物取扱者保安講習会

担当 予防課

☎046(256)2187
FAX 046(256)3225

○とき 8月下旬～10月下旬

方で、前回受講日以後における最初の4月1日から3年以内

○ところ 県内各地

②新たにまたは再び従事することになった日から1年以内

※講習種別によって日時や会場が異なるので、詳しくは問い合わせ先へお問い合わせください。

③右記②のうち、過去2年以内に免状の交付または講習を受けた方で、受講日以後における最初の4月1日から3年以内

○対象 危険物施設における危険物の貯蔵取扱作業従事者で次のいずれかに該当する方

①継続して従事している ※受講義務のない方でも、

空き家実態調査の実施

担当 市民協働課

☎046(252)8158
FAX 046(255)3550

市では、市内の空き家の状態や分布状況などを把握するために、「空き家実態調査」を下記の通り実施します。

○期間 9月上旬～10月末(予定)

調査に当たり、市が委託した調査員が建物の外観の調査と写真撮影などを行います。また、近隣にお住まいの皆さんに、空き家と思われる住宅について何うことがありますので、ご協力

※調査は市発行の身分証を携帯している調査員が行います。みだりに敷地内に立ち入ることはありませんが、居住や建物の使用の有無を確認するため、玄関先や呼び鈴がある位置まで立ち入ることがあります。

ください。

免状所持者であれば受講できます。

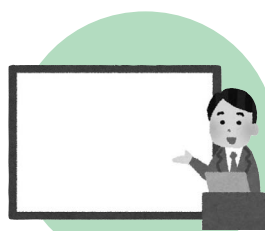
○受講料 4700円

○申込方法 消防庁舎4階

予防課、北・東分署で配布する申請書に必要事項を記入し、申請書に記載されている申請先宛てに郵送

○問い合わせ先 (一社)

神奈川県危険物安全協会
連合会 ☎046(826)2177



手洗い、うがい、咳エチケットで ～防ごう感染症～

新型コロナウイルス感染症をはじめ感染症対策には手洗い、うがい、咳エチケットが重要です。「新しい生活様式」の中で、感染しない・させないために次のポイントを守りましょう。

手洗いのポイント

外出後、戻ってきたときには手洗いをする習慣を付けましょう。その他、調理の前後、食事前などに小まめに行いましょう。手指に付いたウイルスは、せっけんで丁寧に洗うことで洗い流すことができます。手洗いをするときは時計や指輪を外し、蛇口やレバーで水を止めるときは手首やペーパータオルを使いましょう。また、手洗いをしていない手で目や口を触ると、感染する恐れがあります。



◀せっけんを使いましょう



▶蛇口やレバーは手首やペーパータオルを使いましょう

うがい

外出先からの帰宅時など、外から帰ってきたときは、うがいをしましょう。

咳エチケット

咳やくしゃみの症状があるときはマスクやハンカチを使いましょう。咳やくしゃみを手で押さえると、手にウイルスが付着し、ドアノブなどを介して感染が広がる恐れがあります。

夏季に流行する感染症

夏季には次の感染症も流行します。プール熱はプールで感染することが多く、その他の感染症は、主に患った人の咳やくしゃみなどの飛沫を吸い込むことで感染します。家庭や学校、幼稚園、保育園などでの感染に注意してください。

いずれの感染症も手洗い、うがいが感染予防に効果があります。上記のポイントに留意して行いましょう。

○ヘルパンギーナ 突然の高熱で発症し、上あごに水泡や潰瘍ができます。

○手足口病 口の中や舌、手、足に水泡ができます。多くの場合発熱は38度以下ですが、重症化することもあります。

○A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 高熱、喉の痛み・炎症、リンパ節の腫れが主な症状です。小児の場合は嘔吐や腹痛、莓舌(舌がイチゴのように腫れる)などを発症します。

○プール熱(咽頭結膜熱) プールで感染するケースが多いですが、普段の生活の場でも感染することがあります。高熱、喉の痛み、目の充血、嘔吐や下痢が主な症状です。手洗い、うがいの他に水泳前後にシャワーをよく浴びる、家庭内でタオルを共有しないことで感染を予防できます。

担当

健康づくり課 ☎046(252)7225 FAX 046(255)3550

子どもによる 火災を防ぎましょう

夏季は子どもが家庭にいる時間が長くなり、火災の危険性が高まります。安心して過ごせるように次のことに気を付けましょう。

◆火遊びをさせないために

子どもの火遊びによる火災は大人がいないときや人目に付きにくい場所で発生することが多く、発見が遅れると人命に関わる大きな火災になる恐れがあります。

子どもたちに火災は怖いものだ和家人で話し合う他、日頃から次の点に十分注意しましょう。

- マッチやライターなどは子どもの手の届く所に置かない。
- 子どもだけを残しての外出や、車に置き去りにしない。
- 子どもだけで火を使わせないようにし、子どもが火遊びをしているのを見かけたら注意してやめさせる。

◆花火の正しい取り扱いを

家庭でも使用する「おもちゃ花火」は、扱い方を間違えると火災などの原因になります。花火の危険性を理解し使用法を必ず守って楽しみましょう。

また、子どもが花火を扱う際には大人が積極的に参加して、花火の正しい扱い方、火の後始末の仕方を教えましょう。

- バケツに水を用意する。
- 花火を人や家に向けない。
- 風が強い時や、燃えやすいものがある場所では花火をしない。
- 火が衣服につかないように注意する。
- たくさんの花火に一度に火をつけると危険なので、絶対にしない。
- 筒状の花火は途中で火が消えても絶対に中を覗かない。
- 夜遅くには打ち上げ花火など音の大きい花火はしない。
- 遊んだ後は必ず片付け、ごみを持ち帰る。

◆未使用の花火の処分方法

未使用の花火を処分する際は、水に十分浸し濡れた状態のまま小分けにして燃やすごみとして排出してください。

担当

予防課 ☎046(256)2187 FAX 046(256)3225